

令和2年12月22日

保護者 様

安城市教育委員会  
安城市立三河安城小学校

## 季節性インフルエンザの登校許可証の発行について

日頃は、本校の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠に有難うございます。  
昨年度までは、季節性インフルエンザに罹患した場合、治癒後に通院し、医療機関に登校許可証を発行してもらい、学校に提出していただいていたいました。

安城市医師会とも相談の上、新型コロナウイルス感染症対応による医療機関の状況や病院での児童生徒の感染リスクの軽減を考慮し、今年度については、季節性インフルエンザ治癒後、医療機関での登校許可証の発行を求めないこととします。

そのため、今年度については、季節性インフルエンザ罹患後の対応を下記のように変更いたしますので、お願いします。

なお、来年度以降の対応につきましては、決まり次第ご連絡させていただきます。

### 記

#### 1 インフルエンザ罹患後の対応について

- ① 医療機関を受診し、お子さんがインフルエンザと診断された場合は、医師から「発症した日」を伝えられるので、記録してください。また、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまでは、学校に登校することはできない（出席停止となる）ため、いつ学校に登校できるようになるのか医師に確認してください。
- ② 保護者より学校に電話連絡し、お子さんがインフルエンザに罹患したことを伝えてください。その際、「発症した日」「インフルエンザの型」など、医師から確認したことも伝えてください。  
※「発症日」「インフルエンザの型」については、必ず確認させていただきます。
- ③ 担任の先生と連絡をとりあい、お子さんが解熱した日を伝え、治癒（発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過）後、登校できるようになる日を確認してください。

#### 2 出席停止について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

**「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。**

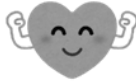



**どんなに早く解熱したとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。**

**解熱した日によって、出席停止期間が延長していきます。**（裏面参照）

問い合わせ先 教頭

電話 0566-71-3250

## インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発症後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発症後 1日目に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	→		発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止							登校可能	
例2	発症後 2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	→		発症後 5日目			
		出席停止							登校可能	
例3	発症後 3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	→		発症後 5日目		
		出席停止							登校可能	
例4	発症後 4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	→		発症後 5日目	
		出席停止							登校可能	
例5	発症後 5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	→		発症後 5日目
		出席停止							登校可能	

※発症日(0日目)は病院に通院した日ではなく、38度程度の明らかな発熱が始まった日です。

※インフルエンザの出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」となります。